【神戸市 処遇改善等加算Ⅱ 研修修了要件に係るQ&A】 (保育所・地域型保育事業所)

別紙2

No.	内容	問	答
1-1	研修修了の認定	証拠書類の写しの提出を求めることがあり、適切に管理してくださいと記載があるが、園はどのように管理したらよいか。	園でコピー等を取っていただき、証拠書類を保存するように してください。
1-2	研修修了の認定	幼稚園・認定こども園から保育園に職員が異動した場合、 研修修了の考え方の違いはどうなるのか。	幼稚園又は認定こども園に勤務し、幼稚園等の修了要件を満たしている職員が、保育所等に勤務することになった場合、研修に係る要件を満たすものとして取り扱われます。ただし、できる限り速やかに必要な研修を受講することを促すこととされていますので、キャリアアップ研修の受講を促してください。(令和3年9月2日付内閣府通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱに係る研修修了要件について」参照)
1-3	研修修了の認定	様々な研修修了要件を満たす研修があるが、どの研修を受 講すればよいか。	処遇改善等加算 II は専門性の向上につながる研修を受講を促すものですので、本市が委託している私立保育園連盟の実施するキャリアアップ研修の受講をお薦めします。

No.	内容	問	答
1-4	研修修了の認定	(令和5年1月16日付兵庫県要領改正により追加)令和4年7月1日、免許状に関する一部改正があったが、取扱いはどうなるのか。	旧免許状更新講習または免許法認定講習を15時間以上履修し、かつ以下(ア)~(オ)のいずれかの書類で確認できる場合、保育士等キャリアアップ研修の「幼児教育」分野を修了したものとみなします。 (ア)教育委員会が発行する「更新講習修了確認証明書」 (イ)教育委員会が発行する「改正法附則第2条第3項第3号の確認証明書」 (ウ)大学等が発行する「更新講習修了(履行)証明書」 (エ)大学等が発行する「学力に関する証明書」 (オ)教育委員会が発行する上位の免許状
<u>1-5</u>	研修修了の認定	マネジメント分野の受講が必須とされるのは、どの役職の職員なのか。	副主任保育士です。
<u>1-6</u>	研修修了の認定	マネジメント分野の受講が必須とされる役職の職員は、最 終的に何分野の研修を受講しなければならないのか。	マネジメント研修を含んで4分野以上の研修を修了する必要があります。
<u>1-7</u>	研修修了の認定	研修が修了したとされるのは、修了証書が発行された日な のか。	修了すべき研修の受講が完了した日です。 例)12時間の研修を7月31日までに修了済で、3時間の研修 を8月1日に修了した場合は、8月1日を研修が修了した日 として取り扱えます。
2-1	園内研修		(県回答)令和5年2月20日付兵庫県通知のとおり、兵庫県担当課へ研修実施の2ヶ月前までに電子メールで申請を行う必要があります。
2-2	園内研修	園内研修の講師は、幼稚園・認定こども園は可能である 「ひょうご乳幼児教育・保育マイスター」や「大学等に属 する者」では務められないのか。	(県回答)令和5年2月20日付兵庫県通知のとおり、務められます。「ひょうご乳幼児教育・保育マスター」に加え、保育士等を対象とする研修の講師を務めた経験を有する幼稚園等の園長、副園長、主任保育士等も例示されています。

No.	内容	問	答
2-3	園内研修	キャリアアップ研修は1コマ3時間実施するものであるが、園内研修を受講した場合、最大4時間短縮できるとある。 例えば、キャリアアップ研修の1コマ3時間のうち、園内研修を2時間実施した場合、どのように取り扱えばよいのか。	園内研修においても、保育士等キャリアアップ研修と同程度の質を確保する必要があるため、園内研修を行う場合、原則1つの分野を3時間計画し、実施してください。1コマ3時間の園内研修を受講した場合、3時間受講として取扱ってください。
2-4	園内研修	園内研修は同一法人内の他園と合同で実施できるのか。	(兵庫県回答)他園と合同で実施することができます。ただし、園ごとでの園内研修の申請が必要となりますので、ご注意ください。
3-1	様式記入	管理表(様式2)の記入について、主催者が異なる研修を受講し、1分野の修了証が交付されている場合、どのように記入すればよいか。 (例:私保連主催のキャリアアップ研修にて12時間、神戸市主催の公私合同研修にて3時間受講し、修了した場合等)	「保育士等キャリアアップ研修(神戸市私立保育園連盟主催 のもの)」にまとめて記入してください。
3-2	様式記入	管理表(様式2)の記入について、修了年月日はいつの日付にすればよいか。	修了証書に記載されている修了年月日を記入してください。